

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 <u>障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）</u>、<u>高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）</u>がある者であって、障害及び社会的障壁により<u>継続的、断続的又は周期的</u>に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果のあるものをいう。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて<u>不当な差別的取扱い</u>をし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 <u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）</u>、<u>難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）</u>がある者であって、障害及び社会的障壁により<u>継続的又は断続的</u>に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて<u>不当な取扱い</u>をし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>	<p>不当な差別的取扱いの定義の追加</p> <p>号の繰下げ 定義の追加に伴う規定の整備 号の繰下げ 号の繰下げ</p>

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) }
(9) } 省略

(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

(11) 選挙等を行うとき。

(12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

(13) 省略

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報伝達)

第10条 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識のもと、手話が言語であることへの理解を促進する

(合理的な配慮)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) }
(9) } 省略

(10) 省略

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

(情報伝達)

第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下

不当な差別的取扱いの禁止規定の追加

事業者に対する合理的な配慮の義務に係る規定の整備、号の追加及び条の繰下げ

規定の整備

合理的な配慮に係る支援措置の規定の追加

手話言語についての規

とともに、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

（相互理解の促進）

第11条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の必要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第12条 }
第17条 } 省略

（公表）

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

第19条

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（検討）

同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

（相互理解の促進）

第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第11条 }
第16条 } 省略

第17条

定の整備及び条の繰下げ

条の繰下げ

市長及び教育委員会の相互連携に係る規定の追加

条の繰下げ

勧告の内容を公表する規定の追加

条の繰下げ

2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。